

## 議案第 39 号

愛西市税外収入に係る延滞金に関する条例及び愛西市行政財産  
の目的外使用に係る使用料条例の一部改正について

愛西市税外収入に係る延滞金に関する条例（平成 17 年愛西市条例第 60 号）及び愛西市行政財産の目的外使用に係る使用料条例（平成 25 年愛西市条例第 1 号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 25 年 9 月 2 日提出

愛西市長 日 永 貴 章

### 提案理由

この案を提出するのは、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、改正する必要があるからである。

## 愛西市条例第19号

愛西市税外収入に係る延滞金に関する条例及び愛西市行政財産の目的外使用に係る使用料条例の一部を改正する条例

(愛西市税外収入に係る延滞金に関する条例の一部改正)

第1条 愛西市税外収入に係る延滞金に関する条例(平成17年愛西市条例第60号)の一部を次のように改正する。

第3条中「遅滞金」を「延滞金」に改める。

附則に次の1項を加える。

(延滞金の割合の特例)

- 3 当分の間、第2条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては、当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(愛西市行政財産の目的外使用に係る使用料条例の一部改正)

第2条 愛西市行政財産の目的外使用に係る使用料条例(平成25年愛西市条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(延滞金の割合の特例)

- 2 当分の間、第7条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの

割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては、当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

#### 附 則

この条例は、平成26年1月1日から施行する。